

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	志學館大学
設置者名	学校法人志學館学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部等 共通 科目	専門 科目	合計		
人間関係学部	心理臨床学科	夜・通信	36			36	13	
	人間文化学科	夜・通信				36	13	
法学部	法律学科	夜・通信				36	13	
	法ビジネス学科	夜・通信				36	13	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.shigakukan.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/05/2986682782f6c56ce83038bd17046f38.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	志學館大学
設置者名	学校法人志學館学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学園ホームページで公表している

<https://www.shigakukan-gakuen.jp/disclosure/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	株式会社ワカマツ自動車代表取締役	2025.6.10 ～令和11年度定時評議員会終結時	組織運営体制への チェック機能 他
非常勤	株式会社南日本総合サービス代表取締役社長	2025.6.10 ～令和11年度定時評議員会終結時	組織運営体制への チェック機能 他
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	志學館大学
設置者名	学校法人志學館学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) [授業計画(シラバス)の作成過程] (1)講義要項(シラバス)点検委員会及び学務委員会で次年度のシラバス作成に向けて、項目や記載内容について検討し、「講義要項(シラバス)作成の手引き」を作成・アップデートする。 (2)同手引きを全科目担当者に配布し、これにもとづくシラバス作成を依頼する(web入力)。 (3)集約された次年度シラバスは、講義要項(シラバス)点検委員会による点検作業を実施。要件に満たない場合は、同委員会が科目担当者に修正を依頼する。 [授業計画の作成・公表時期] (1)1月中旬～1月下旬 (2)次年度カリキュラム確定後直ちに実施。例年2月下旬～3月上旬 (3)3月上旬～3月中旬 ・授業計画の公表は、学生の履修登録に活用させるため、3月下旬頃から学務システム上で公表。一般公開は、4月から。 [授業計画の公表方法] ・履修登録の際には、ワンクリックで当該科目の授業計画(シラバス)が即時参照できるような登録システムを構築している。 ・すべての科目の授業計画(シラバス)は大学のホームページ上で公表している。	
授業計画書の公表方法	https://unipa.shigakukan.ac.jp/up/faces/up/co/Com02401Ajsp
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

[学修成果の厳正かつ適正な評価と単位授与]

- ・成績評価の方法・基準は、学則並びに履修規程に定めている。
- ・学修成果の評価方針は、アセスメント・ポリシーに定めている。
- ・科目の「到達目標」、「成績評価基準」、「成績評価の方法」が明示されたシラバスを提供している。シラバスに記載された成績評価の方法・基準のとおり、各授業科目の学修成果の評価を行い、これに基づき、単位の授与又は履修の認定を行っている。
- ・定期試験における受験者数に応じて試験監督者数を定め、適切に配置している。
- ・「科目成績評価に関する取り決め」において各科目の成績評価の基準を定めている。
- ・卒業研究を必修科目として課している人間関係学部では、卒業論文の評価基準を定めている。
- ・学修成果を厳格に評価する目的で、2018年度から再試験を原則廃止とした。
- ・CAP制度を導入し、学修時間の確保を行い、単位の実質化を図っている。
- ・科目ごとの成績分布状況を把握し、大学ホームページ上で公表している。

[学修意欲の把握]

- ・毎期、出席状況調査を行い、出席不良の学生に対しては修学指導を実施すると共に父母等との連携等を行っている。
- ・すべての授業科目の授業評価アンケートで、学修への取り組み態度の自己評価を問うている。
- ・毎年度、学生生活調査を行い、平日及び休日の学修行動や時間数の他、大学での適応状況、課外活動やアルバイト等の様相についても調査し、その把握に努めている。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

[客観的な指標の設定（具体的内容）]

- ・客観的な指標としてGPAを用いている。GPAの算出方法は以下による。
- $$\text{GPA} = \frac{(\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のGPの総和})}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

[客観的な指標の適切な実施状況]

- ・科目担当者による成績入力後（web入力）、当該学期及び通算のGPAは上記算出方法により自動計算され、リアルタイムでシステムに反映される。
- ・成績公表日に各科目の評価と共に当該学期及び通算GPAは、学生に開示される。
- ・その後の成績の異議申立期間を経た後、GPAは原則確定する。
- ・学期途中に履修登録取消期間を設け、GPAの指標としての妥当性・正確性の向上を図っている。
- ・学科ごとのGPA分布状況を把握できる資料を準備し、大学HP上で公表している。

[客観的な指標の算出方法の公表方法]

- ・入学時に「学生生活の手引き」（冊子）を配布し、その算出方法及び活用方法を周知している。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.shigakukan.ac.jp/wp/wp-content/themes/shigakukan_2024/assets/media/about/GPAbunpu2024.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) [卒業認定・学位授与の方針の策定及び公表] 建学の精神に従い、その教育目標を実現することを目指し、授与する学位ごとに、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を定めている。 大学及び各学部・学科の教育目標を達成するために、ディプロマ・ポリシーに基づいて、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を定め、教育課程を組織的、体系的に編制している。 ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、学生便覧及びホームページ上で公開している、 [卒業の認定に関する方針の具体的内容] ・DP、CPに基づき体系的に編成された教育課程（カリキュラム）において、各授業で定められた成績評価の方法により、厳格に学修成果を評価し、当該科目の単位を授与する。 ・本学に4年以上在学し、履修規程に定める方法により124単位以上を修得した者を卒業と認める。 [卒業の認定に関する方針の適切な実施状況] ・卒業の要件については、学則及び学位規程に定めている。 ・卒業判定の手順については、学務委員会規程、人間関係学部教授会規程及び法学部教授会規程に定めている。 ・教育課程の改善を継続的に実施する目的で、「志學館大学アセスメント・ポリシー」を定め、大学レベル、教育課程レベル、科目レベルの3つの段階において、入学時、在学中、卒業時の3時点での学生の学修成果を評価している。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://www.shigakukan.ac.jp/about/philosophy/

様式第2号の4－①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4－②を用いること。

学校名	志學館大学
設置者名	学校法人志學館学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.shigakukan-gakuen.jp/information/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	https://www.shigakukan-gakuen.jp/information/disclosure/
財産目録	https://www.shigakukan-gakuen.jp/information/disclosure/
事業報告書	https://www.shigakukan-gakuen.jp/information/disclosure/
監事による監査報告(書)	https://www.shigakukan-gakuen.jp/information/disclosure/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:
公表方法:	
中長期計画(名称:	対象年度:
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 人間関係学部
教育研究上の目的 (公表方法：https://www.shigakukan.ac.jp/faculty/human-policy/) (概要) 人間関係学部は、人間のこころと身体、人類の文化・社会について教授研究し、社会の要請にこたえることのできる人間の育成を目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法：https://www.shigakukan.ac.jp/faculty/human-policy/) (概要) 人間関係学部は、人間のこころと身体、人類の文化・社会について学問的に追究することにより、時代に即応した堅実にして有為な人間を育成することを目的とし、志學館大学のディプロマ・ポリシー及び以下に掲げる、知識・技能・資質を修得した者に学士の学位を授与します。 1 心理学・健康科学、日本語日本文学、英語英米文化、歴史地理、韓国・中国言語文化のいずれかの分野の専門的知識と技能及び総合的な問題発見・課題解決能力を修得している。 2 人類の文化、社会に関する専門的知識を身につけ、倫理観を持った市民として、地域社会の発展のために自主的・創造的に貢献する能力と意識を持っている。 3 世界の言語・社会・文化を理解すると共に、コミュニケーション能力を身につけ、多様な人々と共生・協働できる素地を持っている。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：https://www.shigakukan.ac.jp/faculty/human-policy/) (概要) 人間関係学部は、志學館大学のカリキュラム・ポリシーに基づき、学部の専門教育を以下のように編成する。 1 学部基礎科目には、倫理観を持った市民として地域社会の発展に貢献する資質・能力を修得するための科目を配置する。 2 学科基礎科目には、心理学、日本語日本文学、英語英米文化、歴史地理、韓国・中国言語文化の各分野の概要を理解するための科目を配置する。 3 学科共通科目には、心理学・健康科学、日本語日本文学、英語英米文化、歴史地理、韓国・中国言語文化の各分野の基礎的知識と技能を修得するための科目を配置する。 4 学科専門科目には、心理学・健康科学、日本語日本文学、英語英米文化、歴史地理、韓国・中国言語文化の各分野の実践的かつ体系的な専門的知識と技能を修得するための科目を配置する。 5 卒業科目には、総合的な問題発見・課題解決能力を修得し、卒業論文へと結実させるための科目を配置する。
入学者の受入れに関する方針 (公表方法：https://www.shigakukan.ac.jp/faculty/human-policy/)

(概要) <心理臨床学科> 心理臨床学科は、心理学及び健康科学の知識と実践的な心理臨床的援助の基礎を学ぶことを通じて、生物的・社会的存在としての人間を理解し、将来、保健医療、福祉、教育、産業、スポーツ等の現場で使命感を持って働くことができる人材の育成を目指しています。本学科は、志學館大学のアドミッション・ポリシーに基づき、人間のこころと身体及び行動に対する探究心があり、同時に現実の社会問題に関心を持つことができる人、加えて国家資格である公認心理師、精神保健福祉士等の資格取得を志す人を求めます。 【本学科志願者には高等学校等での学びで次のような能力を身に付けている人を求めます。】 1 国語科科目の学習を通じて、読解力・文章力・コミュニケーション能力を身に付けている人 2 英語科科目の学習を通じて、英語の基礎的な能力を身に付けている人 3 数学科科目の学習を通じて、数学の基礎的な能力を身に付けている人 <人間文化学科> 人間文化学科は、日本語日本文学、英語英米文化、歴史地理、韓国・中国言語文化の各分野の専門的知識と技能を身に付け、将来、地域社会や国際社会で使命感を持って働くことができる人材の育成を目指しています。本学科は、志學館大学のアドミッション・ポリシーに基づき、言語・文化・歴史・社会・自然に対する探究心があり、グローバルな社会に対応できる豊かなコミュニケーション能力を身に付けたい人、また、地域の現状や社会の問題に関心を持ち、それらを多面的に考える力と幅広い教養を身に付けたい人を求めます。 【本学科志願者には高等学校等での学びで次のような能力を身に付けている人を求めます。】 1 国語科科目の学習を通じて、読解力・文章力・コミュニケーション能力を身に付けている人 2 英語科科目の学習を通じて、英語の基礎的な読解力・表現力・コミュニケーション能力を身に付けている人 3 地理歴史・公民科科目の学習を通じて、自国や他国の地理・歴史及び政治・経済・社会の仕組みに関する基本的な知識を身に付けている人

学部等名 法学部
教育研究上の目的 (公表方法：https://www.shigakukan.ac.jp/faculty/law-policy/) (概要) 法学部は、法学及び関連分野に関する専門の学芸を教授研究し、現代社会に即応できる専門的知識・技能を備えた人間の育成を目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法：https://www.shigakukan.ac.jp/faculty/law-policy/) (概要) 法学部は、法とビジネスに関する諸学を学問的に追究することにより、時代に即応した堅実にして有為な人間を育成することを目的とし、志學館大学のディプロマ・ポリシー及び以下に掲げる知識・技能・資質を修得した者に学士の学位を授与します。 1 法とビジネスに関する諸分野の専門的知識・技能及び総合的な問題発見・課題解決能力を修得している。 2 倫理観を持った市民として、地域社会の発展のために自主的・創造的に貢献する能力と

意識を持っている。 3 世界の社会・文化を理解すると共に、リーガルマインドを身につけ、多様な人々と共生・協働できる素地を持っている。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：https://www.shigakukan.ac.jp/faculty/law-policy/)
(概要) 法学部は、志學館大学のカリキュラム・ポリシーに基づき、学部専門教育を以下のように編成する。 1 学部基礎科目には、法の歴史性、文化性を理解し、倫理観を持った市民として地域社会の発展に貢献する資質・能力を修得するための科目及び法とビジネスに関する諸分野の概要を理解するための科目を配置する。 2 学部共通科目には、憲法、民法、商法、民事訴訟法を中心とした法及び経済に関する諸分野の専門的知識・技能を修得するための科目並びにリーガルマインドを身につけるための科目を配置する。 3 学科科目には、刑事法学、基礎法学、政治学などの諸分野又は経営学などのビジネスを行うに必須の諸分野の実践的かつ体系的な専門的知識と技能を修得するための科目を配置する。
入学者の受入れに関する方針 (公表方法：https://www.shigakukan.ac.jp/faculty/law-policy/)
(概要) 法学部は、法とビジネスに関する諸分野の専門知識・技能及びリーガルマインド（法的思考力を身につけ、それらを活かして、将来、地域社会や国際社会で、法実務の専門家（法曹やその他の法律専門職、公務員など）や企業法務に精通した職業人（総務担当者、財務担当者など）として、使命感を持って働くことができる人材の育成を目指しています。 本学部は、志學館大学のアドミッション・ポリシーに基づき、法とビジネスに関する諸分野に対する探究心があり、同時に地域の現状や社会の問題に関心を持ち、それらの問題を法的に考え解決する力を身に付けたい人を求めます。 【本学部志願者には高等学校等での学びで次のような能力を身に付けている人を求めます。】 1 国語科科目の学習を通じて、読解力・文章力・コミュニケーション能力を身につけている人 2 英語科科目の学習を通じて、英語の基礎的な能力を身につけている人 3 政治・経済科科目の学習を通じて、各国の地理・歴史をふまえた、法、政治・経済、社会の仕組みに関する基本的な知識を身につけている人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：<https://www.shigakukan.ac.jp/about/disclosure/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	1 人	－					1 人
人間関係学部	－	17 人	8 人	12 人	1 人	1 人	39 人
法学部	－	10 人	6 人	4 人	1 人	0 人	21 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		77 人					77 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法： https://www.shigakukan.ac.jp/faculty/staff/					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
本学の F D への取り組みについては、両学部の教員が委員となり、F D・S D 推進委員会を組織し、例年「F D・S D 研修会」を実施している。「F D・S D 研修会」では、本学の授業改善を図るため、教育・研究・管理運営のカテゴリごとにテーマを設けて、全教職員を対象に実施している。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
人間関係学部	200 人	279 人	139.5%	810 人	881 人	108.8%	5 人	3 人
法学部	145 人	142 人	97.9%	590 人	539 人	91.4%	5 人	2 人
合計	345 人	421 人	122.0%	1,400 人	1,420 人	101.4%	10 人	5 人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
人間関係学部	191 人 (100%)	16 人 (8.4%)	149 人 (78.0%)	26 人 (13.6%)
法学部	128 人 (100%)	4 人 (3.1%)	112 人 (87.5%)	12 人 (9.4%)
合計	319 人 (100%)	20 人 (6.3%)	261 人 (81.8%)	38 人 (11.9%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項) https://www.shigakukan.ac.jp/career/state/				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
人間関係学部	220 人 (100%)	179 人 (81.4%)	18 人 (8.2%)	22 人 (10.0%)	1 人 (0.5%)
法学部	143 人 (100%)	122 人 (85.3%)	11 人 (7.7%)	10 人 (7.0%)	0 人 (0.0%)
合計	363 人 (100%)	301 人 (82.9%)	29 人 (8.0%)	32 人 (8.8%)	1 人 (0.3%)
（備考）単位不足による留年、および修学意欲の低下、進路変更等による中途退学が多い。					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（概要） ・全ての授業科目について、到達目標、概要、成績の評価方法や基準、授業計画等が記載された講義要項（シラバス）を作成している。 ・作成に際しては、学務委員会及びシラバス点検委員会で毎年、「講義要項（シラバス）作成の手引き」を作成（アップデート）し、全ての科目担当者に配布している。 ・同手引きを参照の上、各科目担当がシラバスを作成し、作成されたシラバスを点検委員会が要領どおりに入力されているか点検し、記載内容に不備などがあった場合には、適宜修正を求めている。その後、再点検している。
--

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

（概要） [学修の成果に係る評価] ・講義要項（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準のとおり、各授業科目の学修成果の評価を行い、これに基づき、単位の授与又は履修の認定を行っている。 ・定期試験における受験者数に応じて試験監督者数を定め、適切に配置している。 ・「科目成績評価に関する取り決め」において各科目の成績評価の基準を定めている。 ・卒業研究を必修科目として課している人間関係学部では、卒業論文の評価基準を定めている。 ・学修成果を厳格に評価する目的で、2018 年度から再試験を原則廃止とした。 ・CAP 制度を導入し、学修時間の確保を行い、単位の実質化を図っている。 ・科目ごとの成績分布状況を把握し、大学ホームページ上で公表している。 [卒業の認定基準] ・DP、CP に基づき体系的に編成された教育課程（カリキュラム）において、各授業で定められた成績評価の方法により、厳格に学修成果を評価し、当該科目の単位を授与する。 ・本学に 4 年以上在学し、履修規程に定める方法により 1 2 4 単位以上を修得した者を卒業と認める。				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A 制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
人間関係学部	心理臨床学科	124 単位	㊦・無	48 単位
	人間文化学科	124 単位	㊦・無	48 単位
法学部	法律学科	124 単位	㊦・無	48 単位
	法ビジネス学科	124 単位	㊦・無	48 単位

G P Aの活用状況（任意記載事項）	公表方法： ・指導教員による修学面談等における学修状況の把握の資料 ・修学支援を目的とした進級要件 ・奨学生選考における選考基準 ・学外実習等への参加基準 ・CAP 制による履修上限科目数緩和における基準 ・修業年限を超えて在学する学生への対応基準（退学勧告含む）
学生の学修状況に係る参考情報 （任意記載事項）	公表方法：

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：<https://www.shigakukan.ac.jp/campus/introduction/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
人間関係学部	心理臨床学科	60 万円	15 万円	30 万 1 千円	教育充実費
	人間文化学科				
法学部	法律学科				
	法ビジネス学科				

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) [指導教員制度] 指導教員制度を全学年で導入し、入学から卒業まで切れ目なく、修学支援を行っている。各学期はじめには履修指導期間を設け、すべての学生が指導教員と個別面談を行っている。 [学生情報の統合] 学務システムに学生支援に係るポートフォリオ機能を持たせ、新旧指導教員間の学生情報の伝達や部署間の連携等に活用し、有機的・体系的な修学支援が出来るように努めている。 [学生支援センター] 両学部の教員及び事務職員で構成する「学生支援センター」を設けている。学生支援センターは、何らかの専門的支援が必要な学生並びに修学上問題が生じた学生の修学及び学生生活をサポートすることを目的としている。 対象学生に対する直接的な支援は、もちろんのこと、必要に応じて、保健センターや進路支援センター及び学外関係機関と連携協力した支援を行う。また指導教員に対するコンサルテーション等を通じて、指導教員制度を補強する役割も担う。 [特待生制度及び奨学生制度] 志學館学園規程に基づき、両制度のもと、学業や技能、人物等が特に優れている学生や経済的理由により修学が困難な学生に対する支援を行っている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) [進路支援センター] 両学部の教員及び事務職員で構成する「進路支援センター」を設けている。進路支援センターは、学生の就職・進路に関する情報の収集・分析を行うとともに、就職・進路支援事業の企画・実施にあたることを目的としている。単なる就職支援に留まることなく、学生一人ひとりのキャリア形成という意識の下、親身になったサポート体制を構築している。 [進路支援プログラム] キャリア形成を意識したオリエンテーション・ガイダンスを実施している。年間 40 回以上実施され、対象は初年次から 4 年生まで全学年にわたり、学年進行の時宜を得たプログラム構成になっている。 [資格センター] 両学部の教員及び事務職員で構成する「資格センター」を設けている。公務員試験の受験や大学院進学のほか、国家資格や公的資格等の取得を目指す学生の学習を支援することを目的としている。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

[学生支援室]

臨床心理士資格及び公認心理師資格を有する専任カウンセラー2名が常駐する「学生支援室」を設けている。学生支援室は、学生支援センターにおかれ、学内外の関係機関と連携し、要支援学生の相談に応じ、修学上の諸問題の解決及び精神的健康の維持・増進を図り、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的としている。

学生個別の申し出に応じて、一人ひとりの修学上の配慮事項の取りまとめ、科目担当者や学務システムとの調整を行っている。また日常的、継続的な個別面談、父母等や指導教員との連携、コンサルテーション等を密に行っている。

[保健センター]

本学専任教員（医師）及び専門職員で構成する「保健センター」を設けている。保健センターは、学生及び職員の心身の健康保持増進を図ることを目的としており、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置、その他センターの目的を達成するために必要な業務を行うため、保健室を置いている。

[ハラスメント防止委員会]

ハラスメント防止要綱を設け、このもとに「ハラスメント防止委員会」をおき、ハラスメントの防止及び対策に係る各種取組を行っている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：<https://www.shigakukan.ac.jp/about/disclosure/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F146310111662
学校名 (〇〇大学 等)	志學館大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 志學館学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		254人 (-) 人	242人 (-) 人	264人 () 人
内 訳	第Ⅰ区分	140人	134人	
	(うち多子世帯)	() 人	() 人	
	第Ⅱ区分	63人	65人	
	(うち多子世帯)	() 人	() 人	
	第Ⅲ区分	44人	35人	
	(うち多子世帯)	() 人	() 人	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	－	－	
	区分外 (多子世帯)	0人	0人	
家計急変による 支援対象者 (年間)				－
合計 (年間)				265人 () 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	-	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	-	人	人
計	11人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）	
年間	-	前半期	後半期
		人	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	—	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	—	人	人
GPA等が下位4分の1	35人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	35人	人	人
(備考) GPA下位1/4の警告者35名にGPA及び修得単位数両方の基準未達者も含む			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。